

令和元年第17回教育委員会定例会
(9月3日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和元年9月3日（火）午後2時15分から午後4時43分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

○日 程

日程第1 議案審議

第38号議案 平成30年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について

第39号議案 令和元年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）における教育関係費計上予定案の意見聴取について

第40号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第41号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第42号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の意見聴取について

第43号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第44号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第45号議案 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第46号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第47号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第48号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 台東区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について

(2) 学務課

イ 周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について

(3) 児童保育課

ウ 緊急保育室運営事業者の選定結果について

(4) 放課後対策担当

エ 放課後対策事業運営事業者の選定結果について

オ 台東入谷こどもクラブの対応について

カ 玉姫こどもクラブについて

キ 令和2年度のこどもクラブの定員及び利用審査基準の見直しについて

(5) 生涯学習課

ク 周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(2) 学務課

イ 就学時健康診断の日程について

ウ 令和2年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について

(3) 児童保育課

エ 令和2年4月保育所等入所申込の受付について

(4) 放課後対策担当

オ 令和2年4月こどもクラブ利用申込の受付について

(5) 教育改革担当

カ 台東区学校教育ビジョン最終案について

キ 学びのキャンパス台東アクションプランについて

(6) 中央図書館

ク 台東区子供読書活動推進計画について

3 令和元年10月の行事予定について

4 その他

午後2時15分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和元年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思えます。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第1、議案審議の第38号議案、第39号議案、第44号議案、第45議案、第47号議案、日程第2、教育長報告の報告事項、児童保育課のウ、放課後対策担当のエからキ、教育長報告の報告事項、学務課のウ、児童保育課のエ、放課後対策担当のオ、教育改革担当のカ及びキ、並びに中央図書館のクについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第40号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第40号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第40号議案、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議案提出前に区長から教育委員会への意見聴取があったことにより提出されたものでございます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーを幼児教育・保育の無償化にかかる事務処理において利用するための規定整備を別紙の新旧対照表のとおり行うものでございます。

恐れ入りますが、議案の裏面の方をご覧ください。教育委員会の意見案といたしましては、本委員会としては異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申

し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第41号議案

○矢下教育長 次に、第41号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第41号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。来年4月1日に施行されます、地方公務員法に基づき臨時的に任用される職員は、リフレッシュ休暇の対象としないため、第17条の特別休暇に関する規定の整理を行うものでございます。施行日は、令和2年4月1日としております。

それでは、議案の裏面のほうをご覧ください。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。本案につきまして、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 リフレッシュ休暇というのは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

○庶務課長 リフレッシュ休暇は、心身の活力の回復でありますとか、増進また自己啓発に努めることで公務の効率の向上を図るため、節目で満53歳、あるいは満43歳に達した翌年度にそれぞれ、満53歳の場合には3日、満43歳の場合は2日、リフレッシュ休暇が付与されるという制度でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第42号議案

○矢下教育長 次に、第42号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第42号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出をするものでございます。恐れ入りますが、お手元の新旧対照表をご覧ください。第27条、第28条において、期末手当の規定を、第30条において、勤勉手当の規定の改正を行います。現行では、失職者のうち、成年被後見人になった者については期末手当、勤勉手当が支給されますが、それ以外の理由で失職したものについては手当が支給されないというふうな規定になっております。今回、地方公務員法改正に伴いまして、失職者には、成年被後見人も含めて、例外なく手当を支給しないということになりましたので、それに合わせての改正でございます。

続きまして、改正案の32条の3をご覧ください。2点目でございますが、臨時的任用職員の昇給の適用除外についてでございます。本改正も地方公務員法改正に伴う改正で、臨時的任用職員は任用が最長1年のため、長期勤続を前提とした昇給にはなじまないため、適用除外となります。

裏面の表の中の付則をご覧ください。3点目が元号改正に伴う文言整理となっております。扶養手当に関する特例措置に関する規定について、「平成31年度から平成35年度まで」の文言を、「令和元年度から令和5年度」へと改正するものでございます。

その下の付則をご覧ください。この条例の施行日は、1点目の欠格条項改正による手当の改正が12月14日、2点目の臨時的任用の昇給適用除外が、来年の4月1日、3点目の元号が、公布の日からとなります。

恐れ入りますが、議案の裏面をご覧ください。教育委員会の意見といたしましては、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第43号議案・第48号議案

○矢下教育長 次に、第43号議案を議題といたします。なお、関連する第48号議案についても、一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第43号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてでございます。

本案は、本年6月26日に交付され、同日付で施行されました、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じ、規定の整備を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出いたします。それでは、新旧対照表をご覧ください。

改正の1点目といたしまして、新旧対照表第12条第2項の介護保障の限度額を都条例の改正に準じ、増額改訂するものでございます。2点目といたしまして、2ページ目の下段、備考にございます、医師としての経験年数をみなす規定のうち、大学または専門学校の部分につきまして、専門職大学の前期課程を修了した場合を追加するものでございます。

3点目は改正条例の施行期日及び経過措置についてでございます。施行日につきましては、公布の日からとし、経過措置として、平成31年4月1日以降に事由が発生した者について適応することといたしております。その他都条例に合わせて引用条文の整理を行っております。

お手数ですが、議案の裏面をご覧ください。教育委員会意見案といたしましては、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第48号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本改正につきましては、本年5月31日付、東京都教育委員会告示の遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金または障害補償年金前払一時金の額に乗ずる率の一部改正に順次、規定の整備を図るものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。別表第5を改正するものでございます。2ページ目をご覧ください。遺族補償年金等の額に乗ずる率を規定しております、別表5の5年未満につきまして、1.00から1.01へ改正いたします。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 43号議案について、専門職大学の前期課程という文言ですが、これは大学院とは違うのでしょうか。

○学務課長 こちらの専門職大学につきましては、前期・後期というものがございまして、新たに設立された専門職大学では、この前期を修了した者につきましては、短期大学と同

様の卒業資格が与えられるということで、このように表記をされています。

○樋口委員 専門職大学というのがあるのですね。

○学務課長 はい、新しく設立されております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決をいたします。

第43号議案及び第48号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第43号議案及び第48号議案については、原案どおり決定いたしました。

第46号議案

○矢下教育長 次に、第46号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 第46号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

この改正につきましては、家庭的保育事業等の連携施設について、厚生労働省令において条件の変更があったため、当該規定を追加反映したものでございます。新旧対照表でご説明をいたします。添付の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第6条で、連携施設の確保が著しく困難であると認められるときの規定を追加しております。

新旧対照表2ページをご覧ください。第45条では、事業所内保育事業についても、連携施設を確保しないことができる規定を追加しております。その他、付則等において、所要の改正をしております。

恐れ入ります、議案にお戻りいただき、裏面をご覧ください。本委員会の意見としては、原案に異存ありませんとしております、本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくごお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のア、台東区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について、ご説明させていただきます、資料1をご覧ください。

項番1、経緯でございます。本年5月8日に区長と教育委員会を構成員とする、総合教育会議において、教育行政の大方針に当たる台東区教育大綱が改正されました。この改正に伴いまして、台東区教育委員会の教育理念であり、長期的に継続されるべき教育活動の指針であります、教育目標及び基本方針を改めて精査し、教育行政の円滑な推進を図るものでございます。

項番2、改定方針でございます。教育大綱の策定をはじめとして、区を取り巻く教育環境は大きく変化しており、教育大綱などの台東区を取り巻く教育計画などを踏まえた一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、項番3、改定案でございます。恐れ入りますが、別紙の新旧対照表をご覧ください。現行の教育目標及び基本方針は平成19年に作成されたものであり、前文がございますが、その後、平成27年に台東区教育大綱が新たに策定され、この内容については、教育大綱に網羅されていると考えまして、前文については削除したいと考えております。

続きまして、教育目標でございます。裏面をご覧ください。2ページをご覧ください。教育目標につきましては、教育大綱の改定を踏まえ、多様性を加筆するとともに、基本構想の改定を踏まえまして、あらゆる世代が豊かな人間性を養い、心身ともに健やかに成長することができる、多様な機会を創出するというところで表現を修正いたしました。

続きまして、基本方針でございます。基本方針2、学校教育の充実につきまして、変化が大きい21世紀の社会の部分、未来を創造する幼児・児童・生徒という形で修正いたしました。

続きまして、基本方針の3、3ページでございます。タイトルでございますが、今までは社会教育の充実でございましたが、ここを生涯学習の推進という形に変更するとともに、自主的な活動の場などの条件整備を一層図ることで、生涯学習を推進するという表現に変更いたしております。続きまして、基本方針の4、区民の教育参加の推進につきましては、アンダーラインの部分でございますが、人間成長のための環境を、人が生涯にわたって学ぶための環境という表現に変更いたしました。

恐れ入りますが、資料の1のほうにお戻りいただきまして、今後のスケジュールでござ

いますが、本委員会でご決定いただいた後には、区のホームページあるいは校舎長会などを通じまして、周知をしてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

本年度は、三つの学校園における周年記念式典の実施に伴い、各学校医等の感謝状の贈呈について、申請がございました、項番1、贈呈理由は、園児、児童の健康管理に尽くした功績でございます。

項番2、式典挙行日は、上野小学校で11月9日、平成小学校で12月7日、根岸幼稚園で来年の2月29日でございます。被贈呈者につきましては、項番3に記載のとおりでございます。感謝状の例を資料の裏面に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上でございます。本資料のとおり感謝状を贈呈してよろしいか、ご協議お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 ク

○矢下教育長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

本件は上野小学校、平成小学校、根岸幼稚園周年記念式典挙行に伴いまして、歴代PTA

会長に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。それぞれの学校の式典挙行日につきましては、資料に記載のとおりになります。対象者につきましては、裏面に名簿のほうに記載させていただいておりますが、いずれの方々におかれましても、学校の教育活動、PTA活動の充実・発展に献身的に勤めてこられたとのことでございます。つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対して、感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと思います。文案につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のクについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、庶務課の報告事項ア、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明をさせていただきます。資料9をご覧ください。

この点検及び評価でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて実施しているものでございます。

項番3、対象とした事務でございます。昨年度から4年間をかけまして、教育委員会で策定している学びのキャンパス台東アクションプラン、生涯学習推進プラン及びスポーツ振興基本計画の三つの計画のうち、教育委員会以外の事業を除く全ての事業について評価を行うことにいたしました。今年度については、学びのキャンパス台東アクションプランの施策目標のⅡ「新たな価値を創造する人材を養成する」、施策目標のⅢ「多様な学習機会と学びの環境の充実を図る」及び施策目標Ⅳ「絆づくりと活力ある学校園共同社会を創造する」を対象に、138事業について、点検及び評価を行いました。

項番4、点検及び評価の方法でございます。教育施策総括シート及び教育事業評価シートを用いて点検及び評価を行った上で、3名の学識経験者の方のご意見をいただきました。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。項番5、点検及び評価の結果でございます。5ページから6ページにかけて、施策等の一覧でお示しをしておりますが、評価はA評価、達成率が100%以上、B評価、達成率が50%～100%未満、

C、達成率が50%未満となっております。

6ページの表の一番下、合計でございます。今年度は、A評価が112事業、B評価が26事業、C評価はございませんでした。報告書は事前に送付をさせていただいておりますので、本日は2ページ以降の取組結果におきまして、目標に達しなかったものを中心にご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、2ページの施策目標Ⅱ、「新たな価値を創造する人材を育成する」の施策方向5「将来の夢と希望を育むこころざしの育成」では、国際理解教育の推進について、1事業について、目標に達しないものがあり、課題として、中学校英語発表会実施の周知が不足していたことが挙げられます。

施策方向の6「勤労観を育て社会の期待に応える人材の養成」では、将来の生き方を考える教育の推進について、進路指導、キャリア教育の充実を働き方改革の一環として研修計画の見直しも行ったため、研修会の実施回数が目標に達しませんでした。

施策方向の7、「伝統と共に生きる豊かな感性の醸成」では、地元の文化に触れ愛着と誇りを育む教育の推進について、図書館のAVライブラリーの古い資料の除籍を進めたため、資料数が計画目標に達しませんでした。

施策目標の8、「社会に貢献する責任感の育成」では、人と人との絆づくりの推進について、2事業において計画目標に達しないものがあり、世代間交流、地域交流事業が実施可能な学校園が、位置条件や教育カリキュラムなどにより、実施の可否が異なるということが課題となっております。

3ページのほうをご覧ください。施策目標Ⅲ、「多様な学習機会と学びの環境の充実を図る」の施策方向9、「すべての子供たちが安心して学べる教育環境づくりの推進」では、特別支援教育の推進や健康課題に対する取組の充実について、6事業において計画目標に達しないものがあり、就学支援のシートの活用や、副籍事業の実施率、生活習慣病予防健診の受診率等が課題となっております。

施策方向10、「様々な家庭・子供へのきめ細やかな支援」では、家庭への支援や、セーフティーネットの仕組みづくりについて、3事業において計画目標に達しないものがあり、病児・病後児保育の事業周知や、こどもクラブ・児童館の待機児童解消等が課題となっております。

施策方向11、「教員・保育士の資質・能力の向上と教員が子供に向き合う環境づくりの推進」では、教員・保育士の資質・能力の向上について、3事業において計画目標に達していないものがあり、普通救命講習の受講者数や、優秀教員奨励の団体表彰の推薦がないことなどが課題となっております。

施策方向の12、「安心・安全な教育環境整備の推進」では、安心・安全な施設整備の充実について、3事業において計画方針に達しないものがあり、学校安全ボランティアや、こども110番の登録件数等が課題となっております。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。施策目標のⅣ、「絆づくりと活

力ある学校園共同社会を創造する」の施策方向13、「保護者・地域の期待に応える学校園づくりの推進」では、全ての事業において計画目標を達成しております。

施策方向の14、「学校園間の接続や連携の推進」では、学校園と家庭との連携の重視や、幼稚園・保育園・こども園の連携の促進について、2事業において計画目標に達しないものがあり、中学校の地域ふれあい給食の実施方法や、幼児教育共通カリキュラムの実践事例の検証の対象学年を絞ったことなどによるものでございます。

施策方向の15、「社会全体の教育力の向上」では、学校園・家庭・地域・社会が連携した教育活動の推進や協働社会の拠点としての学校園の整備について、4事業において計画目標に達しないものがあり、親と子の読み聞かせ講習会の開催や、学校開放の使用件数が目標値に達しなかったことなどによるものでございます。

施策方向の16、「自律的な学校園経営の実現」では、全ての事業において、計画目標を達成しております。以降の5ページから6ページにかけまして、各施策ごとの評価結果を一覧として掲載させていただいております。

それでは、恐れ入りますが、7ページをご覧ください。学識経験者の方のご意見でございます。まず尾木先生からは、施策目標2の全般では、台東区の発展を根底に置き、養成する人材としての子供像を明確にして事業の充実を図ろうとする基本姿勢を把握することができ、成果と課題を的確に把握しながら各施策の一層の充実を目指そうとしていることが伺える。今後については、取組の成果の根拠をできるだけ具体的に示すことが望まれる。個別事業では、国際理解教育の推進において、国際理解教育にはさまざまな側面があるので、丁寧に状況把握を行い、充実した事業展開を目指すことが望まれる。将来の生き方を考える教育の推進については、自分の良さや優れている点をどのように把握し、それを将来の生き方にどうつなげていくかということ、小・中学校の教育における重要な課題であり、小・中学校の連携を重視して効果的に事業展開がなされていることを評価したいという評価をいただきました。

8ページをご覧ください。施策目標Ⅲの全般では、事業の目標や重点を明確にした上で取組内容の趣旨の把握に立って創意を生かし、その実績について成果と課題を把握し、施策の一層の充実を目指そうとする姿勢が認められた。取組の目標をできるだけ数値化するようにし、達成状況が把握しやすいよう工夫するとともに、質の改善も継続して行う必要がある。個別事業では、子供の問題に対する仕組みづくりについて、子供の抱える問題が多様化しているという実態があるだけに、さらに必要とされる事業やその内容に検討を加えることの必要性を指摘したい。教員・保育士の資質・能力の向上について、教育内容の多様化などによって現在多くの課題に直面していることは事実であり、今後については、さらに必要とされる事業内容について検討を加えることを求めたい。

9ページをご覧ください。施策目標4の全般では、台東区の実態、特色などを的確に把握し、それぞれの事業の目標・重点を明確にした上で取組内容を点検評価し、その評価結果を生かし、事業内容の一層の充実を目指そうとする姿勢が把握できた。教育とのかかわり

を大切にす、活力ある地域づくりは今後の重要な課題であるので、この成果を生かし一層の充実を期待したい。個別事業では、幼稚園・保育園・こども園の連携の促進について、成果として「実態を理解するとともに、教員の交流を深めることができた」とあり、既に最も難しいところを乗り越えているので、さらに連携を強化し、今後も進化を図ることが期待されるのご意見をいただきました。

恐れ入りますが、10ページをご覧ください。前田先生からのご意見でございます。施策目標2、全般では、グローバル社会を生きる人の基盤には国の伝統的な文化や感性を身につけることが重要だとする意思が表れていて納得ができ、この部分の濃密さが台東区の地域特性であり、台東区教育施策の特色となる。評価について、数値の如何と共に、それ以外にも評価の観点を広げるようにして奥行きのある自己評価にしてほしい。個別事業では、小学校3年生からの小学校英語科の導入について、現在、移行期間として、比較的円滑に指導が行われているようであるが、学校によっては英語の時間を捻出する工夫をしていると聞くこともあり、的確な現状把握に基づく各学校への対応と指導助言を期待したい。情報モラル教育の推進について、非常に重要な教育領域であり、情報モラル教育だけに絞ってでも、計画化して、指導が充実するようお願いしたい。

11ページをご覧ください。施策目標3の全般では、全ての区民と子供たちに目を向けて、教育施策を組み立てていることを心強く思い、着実に事業に当たっているのが推し量れる。個別事業では、特別支援教育の推進の各事業は、どれも意義が大きい。個別の指導に基づく教育の推進のように、堅実に実施するには、手間の煩雑さが推察されるものもあり、対応を受ける幼児・児童生徒や家庭のために、形骸化することなく漸進して行ってほしい。問題に対応できる教育行政体制などの各事業は、教員の働き方改革が現実になっている現在、本区の学校・園の教育の質の停滞を招かないように、この事業に対しての指導助言を期待する。

12ページをご覧ください。施策目標4の全般では、「少子高齢化社会での中での継続する労働力年齢層の減少」という文言が最も気になっており、青少年の憂慮される様々な現象も多発している。「学校教育に限らず、公共、民間にこだわらず、多様な教育機関が連携して教育に当たるべし」ということであろう。個別事業では、学校運営連絡協議会について、地域社会の学校園の教育や運営を学校・園とともに考え、支援することが大切な時代ということであり、学校運営連絡協議会は、そのための重要な役割を担う機関である。委員の教育や学校運営などに関わる見識と熱意、積極的な提言を期待するとともに、それに資するための研修の機会があってもよい。「連携の日」を通じた相互理解の促進について、年齢による心身の発達の違いや、それに伴った教育内容や方法の違いなど、共通にある根幹の内容についての相互理解は可能であり、事業の意義は大きく、形骸化することなく創意工夫されることを期待しているのご意見をいただいたところでございます。

13ページをご覧ください。有村先生からのご意見でございます。施策目標の全般では、「夢と希望」「勤労観」「感性」「責任感」の4つは、次代の人材育成に重要な視点であ

り、ここに台東区の教育施策の「安定と先見」を学ぶことができる。こころざし教育の実際が、子供の個々の学びの力と社会的責任感の涵養に資することを期待する。個別事業では、「こころざし教育」は、立志式での体験や道徳授業の実践、副読本学習等での成果を学校間で情報交換し、その具体的事実を共有し合う場があると、より実効性の高い事業になると思われる。また、台東区の豊かな地域性や文化・芸術の財産を生かして、社会科等の教科学習における深い思考と理解に連関させてほしい。施策方向7は、「学びのキャンパス」の具体化そのものであり、この成果について、何らかの形で調査などができるとうい。特に、能や狂言の鑑賞、学生による部活動指導、美意識・礼節の継承、歴史・文化検定、民話の普及などは子供の人格の形成上極めて有益と考える。

14ページをご覧ください。施策目標3の全般では、今求められているのは、そこに関わる子供たちに、次代を生きる変革の主体者であるとの自覚を育む未来志向の施策展開であり、確かで密度の濃い共同エイジェンシーの成熟度によってさらに強化されていく。これらの施策が子供の健康度の高さに資することを期待する。個別事業では、多様な教育への支援について、学校・園での教員等の支援体制が充実しており、指導主事や講師等の関与が効果的に作用している。また、日本語が必要な子供の支援体制には今後も一層の緊急性と継続性が求められる。子供の問題に対する仕組みづくりについて、きめ細かな援助体制が機能している。子供の問題は数値的多寡を問わず、個々の内面を耕す対応が大切であり、実効性のある共同エイジェンシーの営みが見られるような事業の一層の充実を望む。

15ページをご覧ください。施策目標4の全般では、台東区の温かい絆と魅力的な文化の創造が、子供の存在と共同社会の有様を豊かにしている。今後より一層の改善を図る意味で、本来の教育機能を問う視点から事業の見直しをしたいところであり、各施策の着実な実効性が、子供の個々の生きるエネルギーに資することを願っている。個別事業では、保護者・地域の期待に応える学校園づくりの推進について、各学校単位の推進状況を相互理解し合い・高め合う場をアレンジすることも大切であり、事業のマンネリ化の防止や創造的運営の起爆剤になると考える。学校園間の接続や連携の推進について、各事業は子供たちの学校生活に根づいているように感じるがノーテレビ事業は今の実態に即しているのか再検討してもいいのではないかと。SNSの普及に伴う課題などを議論し、その具体的な接し方や学び方を子供たちに呼びかけたく思うとのご意見をいただきました。

この度の結果や学識経験者のご意見なども踏まえまして、引き続き取り組みの実施に努めていくとともに、現在策定中の学びのキャンパス台東アクションプランにも生かしてまいりたいと考えております。

説明が長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 確認ですけれども、この評価はどなたが行って、この3人の先生方に、この評価の評価を求めたのでしょうか。

○庶務課長 この評価につきましては、担当課のほうで評価をしたものでございます。そ

の評価の結果に基づきまして、各3人の先生方にご覧いただいた上で、今回ご意見をいただいたという流れになっております。

○樋口委員 それでちょっと気になるところがございまして、31ページのAVライブラリーの目標の視聴覚資料の資料点数を4万200点について、この数値がどれだけ合理性があるのかという。重要なのは中身で、仮に3つでも4つでも重要な使用があればよろしいわけだし、数でやってしまうと、そこに到達しないとBですよとなると、何で集めなかったんだという議論が成り立つわけで、1年間ないしは4年間やったんだけど達成しなかったからBですという言い方はいかなものかということで、ちょっと意見として申し上げたいと思います。

○中央図書館長 樋口委員のおっしゃるとおり、数自体が、もともとビデオなんかも含まれていたもので、実際にビデオが古くなって、それを除籍したことで減っている部分もございました。また貸出数についても、以前と比べて減ってきているという中で、今後また方向性については検討してまいりたいと思いますので、目標の設定については、あわせて検討してまいりたいと思います。

○末廣委員 私は特にBのところを中心に見たのですが、やはり目標値がこれでいいのかなというのを随分感じるころがありました。ちょっと長くなりますけれども、順番に行きたいと思います。例えば、18ページの中学校英語発表会について、これはBになっていますけれども、やはりこれを参加数が大体半分くらいということでBになったと思うんですけれども、これはどの程度の広報をしているのか。小学校にも周知しているというのですが、これをやるからには、適正な人数はわかりませんが、せっかく発表会をやるわけですから、なるべく多くの、特にやっぱり中学生ですね、参加できるような形に持ってくるというのが重要じゃないかと思います。

それから、23ページのいわゆる進路指導・キャリア教育ですね、これもBになっていますけど、これは研修計画の見直しということがあって、3回が2回になったということで、これは同じBでもやむを得ないところがあるのではないかと思います。

それから、36ページのいきいき台東っ子応援団ということで、これも目標値に達していないということですが、目標値をもう少し下げてもいいのではないかと感じました。

それから37ページですね。37ページの世代間交流・地域交流事業ですね、これは、学校によって、交流ができる条件がいろいろとありますので、こういうことができる学校園というのは限定されるものだと思います。これもある程度やむを得ないのではないかと思います。

特別支援関係にBが多いのですが、特別支援教育というのはいろいろな制限もありまして、本当にそれぞれ皆さんが頑張っていると思うのですが、なかなかその目標値を上回ることはできないというのは、結構ありますね。これはそれぞれの事情である程度達しなかったとしてもやむを得ないところが随分あるのではないかなというふうに思います。

それから、49ページの子供の生活習慣病予防対策で、これは大分目標値を下回っていま

すね。これは、やっぱり目標値を目指してより頑張っ欲しいと思います。健康のためには、これはより高い達成を出してほしいというふうに思います。そのための工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、51ページのこれは、病児・病後児保育ですね、これは保護者にとっては非常にありがたい支援だと思います。これもちょっと数字が足りないということなのですが、ただ、登録者数が増えているということで、これからもこれが非常に必要な、重要な事業になると思いますので、これはより一層進めてほしいというふうに思います。

それから、その後、右側の52ページの、こどもクラブ・児童館の整備ですね。これに関しても非常に今整備が進んでいるということで、非常に評価したいと思います。ただ、目標値にちょっと足りないということでBですけれども、これはよりうまい具合に連携を図って、より整備していただきたいというふうに思います。

それから57ページの「ステップ・アップ」ですね。これは、非常に私は評価しているのですが、ただ、やっぱり受講生の出席率がどうしてもあまり高くないようですので、やはりこれを受けることによって学力の底上げができるという非常にいいところがありますので、なるべく受ける必要がある子供にはなるべく受けさせるという努力をしていただきたいというふうに思います。

70ページの学校安全ボランティアとか、こども110番事業ですね。これは今いわゆる地域住民の高齢化と言いますか、それがネックになっているような気がします。これもただ、そういう状況の中で、実績としては非常に頑張っているのではないかとこのように思いますので、目標値はもっと下げてもいいのではないかとこのように思います。

それから、78ページのふれあい給食の実施ですね、ちょっと目標値に足りないのですが、私も参加したことがあります、参加すれば楽しいですね。おじいちゃんおばあちゃんがより出てこられるように、学校側も多く呼びかけをしていただければありがたいと非常に思います。

あと、先生方の評価ですね。これはそれぞれ非常に参考になるといいます。我々教育委員もよく熟読する必要があるのではないかとこのように感じました。

以上です。

○垣内委員 ほかの先生方とほぼ同意見ではありますけれども、これは多分PDCAサイクルを回すためのプロセスだと思いますが、目標や実施に問題があるのか、あるいは目標はうまく設定されたが実施のほうに課題があるのか。それによってB評価がついてしまった部分があるのかなというふうに拝見しました。

特に目標設定に関して言うと、外部条件が随分違ってきていて、それによって非常に大量の作業をされているものですから、少し精選する必要もあるのかなという感じがいたしました。確かにやれば素晴らしいことだし、皆評価されることでもあるのかもしれないですけれども、働き方改革等の関係から、どう考えてもその優先順位がそんなに高くない事業もあるかと思えます。どれというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、学

校でやる必要があるのかどうか。学校でやれば、当然教員の方々がその時間を割かなければならないものですから、そこまでやる必要があるのかということも含めて、目標値を達成しなかった事業については、特に詳細を事務局のほうで検討していただけたらいいかなというふうに感じました。

実施、目標はうまく設定されているし、目標値もそれなりに頑張る必要があるということであれば、後は実施のやり方を変えていくという方向で目標値に近くしていくということもあり得ると思うのですが、地域コミュニティの高齢化とか、働き方改革で教員の方々も時間数が減る中でどこまでやるのかということからはちょっと整理をされたほうがいいかなというふうに感じました。

あと、ほかの細かい詳細につきまして、繰り返しは避けますが、57ページのところのステップ・アップ、これこそ学力向上のための事業ですので非常に重要なものだと思うのですが、その評価が、学習意欲は向上したが出席率が十分でなかったとなっているのですが、事業の概要は学力向上が目的ですよね。だから、これは評価するとき、学力向上に貢献したのかどうかという評価が重要なのではないかと思います。学力関係のところは非常に重要なポイントですので、一度今後に向けて評価のあり方等も検討していただければと思います。

○庶務課長 いろいろなご意見をありがとうございました。

評価につきましては、今先生方からもお話がありましたとおり、事業の見直しの中でいたし方なく評価されたもの、あるいは目標には達していないが、この取組を引き続き推進していくもの、あるいは改善の余地があるものということで、それぞれ事業の中身を精査していく必要があるのかなと思っております。

また、学識経験者の先生方からもご指摘いただいている部分がありまして、今の事業をやはり漫然と進めるのではなくて、やはり、進めて行くものは進めて行く、見直していくものは見直していくというのが、この評価の意義ということもありますので、これにつきましては、今後策定していきます学びのキャンパス台東アクションプランの新しい計画の中で、今日先生方からいただいたご意見も踏まえながら、目標設定等についても精査をして計画づくりを進めて行きたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○高森委員 私のほうから、まず文言の表現の部分で、直したほうがいいかなと思うところが、39ページの事業ナンバーⅢ-9-(1)-3、39ページの上段です。30年度の事業評価の事業実績の部分、「平成29年度に配布し」というのは、目的語がないので、「就学支援シートを配布し」という形ではないかと思います。

それから41ページの上段の事業番号Ⅲ-9-(1)-7、目標と事業実績のところ、「下記のとおり副籍事業を実施する」となっていますが、実施率が実際95%という表現になっているところを、表現としては、副籍事業の実施率を95%とするというような感じにしたほうがいいのかなと思いました。副籍事業の実施率については89.7%だったというような表

現のほうがいいのかないかなという気がいたしました。

それから全体を通して、やはり各委員がおっしゃったとおり、目標値の部分で、課題があるのではないかと思います。その内、見直しを要するという記述があったものもあるのですが、それぞれ目標値を挙げた根拠も明記すべきかなと思いました。

それから内容の部分で幾つか伺いたいのですが、49ページ下段のⅢ-9- (3) -2、末廣委員からもご指摘があった、子供の生活習慣病予防対策についてです。ここで自己チェックシートが出ていて、以前定例会の中でも自己チェックシートの部分で工夫をしたほうがいいのかというような意見を述べたと思うのですが、質問内容の再検討とか、そういったことも踏まえてまたご検討いただきたいというのが一つです。

それと57ページのⅢ-10- (3) -8、学習支援講座ステップ・アップですが、30年度の事業評価の4番目、事業の課題というところに、学校行事による出席者が少なくなるため、各学校の行事予定との調整を図っていく必要があるという、これはいわゆる評価ですよ。必要があるとなっているのですが、学校行事だけが原因で受講生の通級率が十分でなかったという評価が良いのか。他に理由があるのではないかなと思うのですが、そのあたりをどのように調べていらっしゃるかということも一つ気になることです。それから59ページの上段のⅢ-11- (1) -3、ここもBの評価になっています。担当課の評価の部分で、働き方改革の一環として研修計画の見直しを図ったためというふうになっているのですが、この特別支援教育のコーディネーター研修会は、働き方改革を優先にするのか、研修計画に軸足を置くのか、どちらを重要視しているのかということをご意見伺いたいと思います。

あと、もう1点。71ページの上段のⅢ-12- (2) -5ですが、このこども110事業は、ちょっと幾つか質問したいことがあるので後ほど報告事項教育改革担当の力でご質問させていただきます。

○学務課長 49ページの子供の生活習慣病予防対策について、ご回答させていただきます。

自己チェックシートにつきましては、項目も医師会の方とご相談をさせていただきながら、変更する必要があるかどうかも含めて検討させていただきます。

あとは、先ほど末廣委員からもこの実施率を上げていけるようにというご意見がございまして、我々としても、この実施率を上げていこうということで、今年度いろいろと改善をいたしました。

例えば、これまで4月に受診の希望をとってから、その希望が出てきた方だけに受診表をお送りしていたのですが、今年度につきましては、6月に小学校4年生、中学校1年生の児童全員に受診表を送付するように変えております。

また、受診期間につきましても、より児童・生徒が受けやすいような日程に変更したり、これまで市販のパンフレットを配布していたところを、区のオリジナルパンフレットをつくり、わかりやすく表現した等がございます。

以上でございます。

○樋口委員 全員に配ったら、じゃあ目標値を100%にしようということになっちゃうわけですね。難しいですね。だから、そういうのは、いわゆるこの健康対策としては、目標値じゃなくて、我々はこれを押さえる、子供の生活習慣病を直すためにやりますという話だから、これを評価することが大切です。

なので、この辺が、先ほどの垣内委員の話で、まさに、我々がこれで何をするかというと、いわゆる目標値に対して、いわゆる行政として、これだけの実施をして成果を得ましたと。だから、最終的には、「成果を得ました」が重要なので、目標に達しなかったからBで、成果を得られていませんという話になると、さっきの学力向上と出席率の、いわゆる矛盾が出てくる話になりますので、そこら辺をもうちょっと考えていただきたいと思います。

○学務課長 今いただきました意見も踏まえて、今後事業を実施していく中で、この目標値というところの設定とか、どのようにしていくべきかということは教育委員会全体で検討を進めて行きたいと思っております。

○指導課長 それでは、57ページのステップ・アップの部分の課題でございますが、学校行事での欠席が多かったということで、今年度改善策といたしましては、比較的時間的に対応できる夏休みにもステップ・アップ講座を行ったということと、あわせて、今年は募集を年3回行いまして、その中で、それぞれの中学生の生活に合わせて、例えば途中から参加をしたいとか、あるいは都合によって途中でやめたりとか、ある程度の目的を達したらそこで終わりというような形で、柔軟な運用をしてステップ・アップのほうの事業を進めているという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、59ページの特別支援教育コーディネーターの研修会の件でございますが、今までは年4回ということでございますが、今回、働き方改革の中で事業の見直しをした中で、この研修会については、年3回でも、当初の目的を十分に達成できるだろうということで年3回にしたということでございます。

以上でございます。

○樋口委員 学習支援講座は、本来なら学校の勉強で全部済むわけだから、出席ゼロでもいいはずですが。だけど、そこに間に合わない人がいるので、補習授業をしましょうというわけですから、それに無理に人数を合わせるということが、非常に悩ましいところです。

講座があること自体が重要で、そこをいわゆる利用する子供がいたら、それに対して我々はその場を提供するというのが通常であって、これをどんどん増やすなんていう話は、ちょっと違うかなと。あくまで、補習授業なので、人数設定はしないほうがいいたらと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承いたします。

(2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、就学時健康診断の日程について、報告をさせていただきます。資料10をご覧ください。

令和2年4月に小学校の就学予定者に対する就学時健康診断を、通学区域のそれぞれの小学校で実施いたします。日程は記載のとおりでございます。

検査項目につきましては、学校保健安全法施行令第2条に定められており、内科、眼科耳鼻科、歯科の検診などを、学校医、学校歯科医のご協力をいただき、実施するものでございます。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

3 令和元年10月の行事予定について

○矢下教育長 次に10月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、本年10月の教育委員会の行事予定について、ご説明させていただきます。資料17をご覧ください。

10月の教育委員会定例会でございますが、3日木曜日、あと29日火曜日に予定されております。3日が午後2時から、29日が午後1時からとなっております。

また、それぞれ、体育関係の行事と、あるいは音楽の会等がございます。各教育委員の先生方には、それぞれご挨拶等をお願いしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、10月の行事予定については、報告どおりご了承願います。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 議案審議〉

第38号議案

(1) 指導課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

はじめに、第38号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第38号議案、平成30年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について、ご説明させていただきます。本案は、第3回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページが歳入決算でございます。総額、45億6,252万6,781円で、予算現額と比べますと、2億4,465万7,219円の減でございます。収入率は94.9%となります。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。歳出の決算でございます。総額226億5,367万5,896円で、予算現額から6億530万8,104円の不用額が出ております。執行率は97.4%でございます。

次のページ、3ページが歳入決算の概要でございます。歳入は、一番上の覧の増減のところでございますが、前年度比2億4,386万3,090円、5.6%の増でございます。以下、款ごとに、前年度決算額の主な増減をご説明させていただきます。

まず、分担金及び負担金は、約7,226万円、18.7%の増で、新規園開設による負担金の増などによるものでございます。続きまして、使用料及び手数料は、約935万円、1.7%の増で、体育施設の使用料の増等によるものでございます。続きまして、国庫支出金は、役8,986万円、6%の増で、保育所等整備費の対象園数の減による補助金の減、子どものため教育・保育給付費新規園開設に伴う入所児童数の増による負担金の増との相殺等によるものでございます。

続きまして、都支出金は、約5,785万円、3.4%の増で、事業収入に伴う保育所緊急整備事業費及び認定こども園施設整備事業費の皆減と待機児童解消区市町支援事業費の増などとの相殺によるものでございます。

次に、財産収入は、約996万円、34.8%の増で、生涯学習センター内、地下駐車場運営業者入札による貸付料の増などによるものでございます。

次に、繰入金は、増減はございません。

最後、諸収入でございますが、約556万円、4.4%の増で、御徒町保育室開設による、保育所利用料の増と、私立保育園開設整備に補助金返還金の皆減等の相殺によるものでござ

います。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。次が歳出決算の概要でございます。歳出は、一番上の覧でございますが、増減で、前年度比18億4,430万3,867円、8.9%の増でございます。以下、項ごとに主な増減をご説明させていただきます。

まず教育総務費は、約8,141万円、5.7%の増で、職員数の増、国等支出金の返還金等によるものでございます。

次に、小学校費でございますが、約18億3,373万円、39.9%の増で、蔵前小学校の改築の本体工事实績による増、平成小学校大規模修繕工事の、内容の相違による減との相殺などによるものでございます。

続きまして、中学校費は、約10億2,358万円、51.7%の減で、上野中学校大規模改修工事終了による皆減、中学校施設保全の皆増との相殺などによるものでございます。

続きまして、校外施設費は、約2,059万円、25.9%の増で、少年自然の家の女子浴室の防水改修及び外壁改修工事などによる増によるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。幼稚園費は約1,559万円、1.9%の減で、竹町幼稚園大規模改修の工事内容の相違などによる減、幼稚園、施設保全の計画実績による減などによるものでございます。

続きまして、児童保育費は、約11億4,266万円、13.2%の増で、保育委託の4施設開園による入所児童の増による増、保育所整備事業終了による、私立保育所整備事業費補助の皆減との相殺などによるものでございます。

次にこども園費は、約9,720万円8.2%の減で、認定こども園の誘致の事業収入の皆減、こども園施設型給付の増との相殺などによるものでございます。

次に社会教育費は、約894万円、0.6%の増で、生涯学習センター管理運営のミレニアムホール調光操作卓更新工事等による増でございます。

次に社会体育費は、約1億668万円19.2%の増で、リバーサイドスポーツセンター維持修繕の野球場人工芝張替え工事実施等終了による減などによるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案の裏面にお戻りいただきたいと思います。教育委員会の意見でございますが、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第39号議案

○矢下教育長 次に、第39号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第39号議案、令和元年度東京都台東区一般会計補正予算第3回における教育関係費計上予定案の意見聴取についてご説明させていただきます。本案は、来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、意見を求められているため、提出したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、次ページの内訳書をご覧ください。今回の補正は、歳入が1,436万4,000円、歳出が、総額1億4,268万7,000円の、それぞれ増額でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳入の内訳をご説明させていただきます。

雑入で、学務課、児童保育課が、それぞれ保育関係補助費の返還金、34万6,000円、1,401万8,000円を、消費税仕入税額控除による補助金の返還金などにより計上したものでございます。

続きまして、歳出の内訳をご説明させていただきます、教育総務費で、児童保育課が、国・都支出金返還金1億4,268万7,000円を超過受け入れに伴う返還金として計上しているものでございます。

それでは、議案の裏面にお戻りいただきたいと思えます。教育委員会の意見案といたしましては、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第44号議案・第45号議案・第47号議案

○矢下教育長 次に、第44号議案を議題といたします。なお、関連する第45号議案及び第47号議案についても一括して議題といたします。

まずは学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第44号議案、第45号議案、及び第47号議案につきましては、本年10月に実施されます、幼児教育・保育の無償化に伴う条例の改正についての意見聴取でございます。

本区の対応につきましては、4月11日に開催されました教育委員会において、ご協議い

ただき、ご決定をいただきました。10月1日からの実施に向け、その対応に基づき、所要の改正を行うものでございます。

まず、第44号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本案は、無償化に伴い規定の整備を図るため、地方教育行政の組織及び運営の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第1条第1項に定める保育料を0円とし、別表を削除いたします。第1条第2項、第2条、第3条につきましては、保育料の多子軽減、減額免除、還付に関する規定のため、削除するとともに、第4条を第2条に繰り上げ、文言の修正をいたします。

付則でございます。本条例は、本年10月1日より施行いたします。また、本年9月分までの保育料につきましては、従前の例によるものといたします。

お手数ですが、議案の裏面をご覧ください。教育委員会意見案といたしましては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。

○児童保育課長 続きまして、児童保育課から、第45号議案、東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をいたします。

本議案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき提出するものでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。恐れ入りますが、添付の新旧対照表の1ページをご覧ください。第2条第5項で、在園用件を削除し、多子軽減の充実を図っております。また、第4条におきましては、認定こども園の短時間保育が無償化となるため、保育料を0円としております。あわせて、4ページの別表第5を削除し、別表第6を新設しているところでございます。また、新旧対照表の2ページから4ページにかけて、階層ごとの保育料を別表で記載しておりますが、無償化に伴い、3歳児以上の保育料は0円としております。

また、全体において、その他文言の整理を行っているところでございます。

恐れ入ります、議案にお戻りいただき、その裏面をご覧ください。本委員会の意見としては、原案に異存ありませんとしております。

続きまして、第47号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本議案につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。この案件につきましても、改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

添付の新旧対照表の5ページをご覧ください。こちら、第13条第4項第3号において、副食費を徴収可能費目に加え、年収360万円相当未満世帯及び第3子以降の免除の規定を記載しております。また、新旧対照表の14ページから16ページにかけましては、これは先ほど

の議案にありましたが、厚生労働省令により、家庭的保育事業等の連携施設について、要件が変更となったことから、その要件を追加しております。

また、全体におきまして、その他文言整理を行っているところでございます。

恐れ入ります。議案にお戻りいただき、その裏面をご覧ください。本委員会の意見としましては、原案に異存ありませんとしております。

いずれの議案につきましても、よろしく審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第44号議案、第45号議案及び第47号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第44号議案、第45号議案及び第47号議案については、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(3) 児童保育課 ウ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料の3をご覧ください。緊急保育室運営事業者の選定結果について、ご説明をいたします。

1番、施設概要でございます。こちら、施設の概要につきましては、昨年11月15日に開催された教育委員会にてご報告をしたところでございます。

本日は、こちらの施設について、運営事業者の選定結果をご報告するものでございます。施設概要(1) 名称・所在地、開設予定日、定員等は資料記載のとおりでございます。

2番、選定経過です。公募期間は令和元年6月28日から7月19日でございました。審査日につきましては、令和元年8月26日に開催いたしました。選定方法は、プレゼンテーション、ヒアリング審査により、優先交渉権者を選定したものでございます。選定委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

3番、運営事業者の選定結果です。結果については、こちらの表のとおりとなっており、HITOWAキッズライフ株式会社が得点数が高く、また、得点率が70%を超えましたので、当該事業者を優先交渉権者といたします。

資料裏面をご覧ください。今後のスケジュールです。本件につきましては、今月開催さ

れる区議会第3回定例会子育て・若者支援特別委員会において報告する予定です。入園の受付につきましては、この後ご報告があります、認可保育所の令和2年4月入所申込とあわせて実施し、入所内定者を2月中旬ごろに決定する予定です。その後、2月下旬には工事を完了し、令和2年4月開設予定でございます。

協議事項の説明は以上でございます。本件につきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今回採用になった会社は評価が高いのですけれども、実績もそれなりにお持ちのところなのでしょうか。

○児童保育課長 こちらの事業者につきましては、既に保育施設を100施設運営している、なおかつ、その中でも、今回は期間限定の緊急保育室という事業ですが、ほかの自治体でも同様の事業を実施しているという実績がございます。今回、提案の中で、それを生かした提案が出てきたため、評価が高くなったと思われま。

○高森委員 台東区内でははじめての採用になると思うのですが、近隣の区ではどうでしょうか。

○児童保育課長 委員がおっしゃるとおり台東区でははじめての事業者になりますが、近隣ですと、荒川区・板橋区・江戸川区・大田区・葛飾区等々、23区でも運営実績は十分にある事業者になります。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 放課後対策担当 エオカキ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のエオカキについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それではまず、放課後対策事業運営事業者の選定結果について、ご説明をいたします。資料4をご確認ください。

項番1、選定経過でございます。(1)公募期間、(2)審査機関につきましては、記載のとおりでございます。

(3)選定方法でございます。第1次審査は、書類審査を行い、第2次審査はプレゼンテーションとヒアリングにより、優先交渉権者を選定しております。選定委員につきましては、記載のとおりでございます。

項番2、運営事業者の選定結果でございます。得点率が70%を超える事業者の中から、

最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。(1)北上野こどもクラブの優先交渉権者は、得点率75.2%を獲得いたしました、株式会社セリオを選定しております。本事業者は、区内で東泉こどもクラブ・石浜こどもクラブの2クラブを運営しております。地域のイベント等に日ごろから積極的に参加し、地域の方々と信頼を築き、地域との結びつきを大切にしていく姿等が評価をされたところでございます。

裏面に参りまして、(2)上野小学校放課後子供教室の優先交渉権者は、得点率75.7%を獲得いたしました、株式会社セリオを選定しております。本事業者は、現在石浜小学校放課後子供教室を運営している経験を生かし、学校や地域との連携を適切に行っていること、子供の自主性を重んじて企画させるプログラムに取り組んでいることなどの提案から選定をされたところでございます。

(3)谷中小学校放課後こども教室の優先交渉権者は、得点率79.8%を獲得いたしました、特定非営利活動法人、放課後NP0アフタースクールを選定しております。

本事業者は、現在忍岡小学校放課後子供教室を運営しております。児童館・こどもクラブ等、周辺施設との連携や、地域・社会とともに、子供たちのいいところを伸ばす放課後を安全・安心な場所を実現するという姿勢が評価をされたところでございます。

項番3、今後のスケジュールでございます。区議会第3回定例会の委員会にて報告を行いまして、準備を進め、令和2年4月1日より事業運営を開始予定でございます。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、台東入谷こどもクラブの対応についてでございます。資料5をご確認ください。

項番1、現況でございます。台東入谷こどもクラブは、大正小学校区に民設民営のこどもクラブとして開設をいたしました。開設から10年が経過し、建物の老朽化が進み、事業運営に支障をきたしております。施設の概要は記載のとおりで、定員40名のクラブで、株式会社日本保育サービスが運営をしておるところでございます。

項番2、課題でございます。施設が老朽化しており、事業者が現在地で事業運営を継続することは難しい状況になっております。事業者からは、代替地を探すことが困難であること、自社で施設の維持管理を行う形での事業継続が難しいとの理由から、今年度末での民設民営のこどもクラブ事業からの撤退を告げられておるところでございます。現時点から、民設民営のこどもクラブの運営事業を誘致することが困難となっております。現在おります在籍児童や、利用希望児童のニーズを周辺のこどもクラブで吸収することはできない状況となっております。

資料裏面をご覧ください。項番3、今後の対応でございます。項番2で上げました課題を踏まえ、区が現在のこどもクラブ周辺で代替地を確保し、移転する形でクラブを整備したいと考えております。整備に当たりましては、公設民営のクラブとし、運営事業者については、事業運営上の混乱を避けるため、現運営事業者に引き続き移転後の運営を委託いたします運営事業者の選定につきましては、令和2年度に改めて実施をいたします。

項番4スケジュール（案）でございます。本件は緊急性が高く、迅速に対応する必要がありますため、早期に代替地の確保・整備を行い、移転を行うものとしたします。代替地が確保できて、移転の目途が立ちましたら、改めてご報告をさせていただきたいと存じます。

説明は以上です。

続きまして、資料6、玉姫こどもクラブについてでございます。項番1、現況でございます。玉姫こどもクラブは、平成30年4月の石浜こどもクラブの開設以降、新規の利用者がございませんで、本年5月現在、在籍児童数が4名となっております。異年齢間の交流ができない、遊びの内容が限定されるなど、集団保育の観点から、運営が難しい状況でございます。

玉姫こどもクラブの利用者数の推移を見ていただくと、定員30名のところ、年度を追うごとに人数が減っており、今年4月は5名、その後、1名減って、4名となっております。学校別の内訳は、表のとおりとなっております。

資料裏面をご覧ください。項番2、利用アンケートでございます。令和2年度のこどもクラブの利用意向について、クラブを利用する可能性が高いと考えられます保育園5歳児保護者を対象にアンケートを実施いたしました。結果といたしましては、玉姫こどもクラブを利用したいと回答した保護者は1名でございます。アンケート概要は記載のとおりでございます。

項番3、玉姫こどもクラブ、及び石浜こどもクラブの利用者数でございます。平成27年度から平成31年度までの利用者数の実数から、来年の利用者見込みを考えたところ、玉姫こどもクラブは、3名程度、石浜こどもクラブは42名と見ておるところでございます。

項番4、今後の対応についてでございますが、玉姫こどもクラブの利用者数の推移や、地域の状況を勘案いたしますと、今後玉姫こどもクラブの利用を希望する児童数の増は見込めないところでございます。

現在の利用者及び来年度クラブ利用希望者につきましては、ほかのこどもクラブや児童館、放課後子供教室でも受け入れが可能でありますことから、利用者の意向を確認しながら、児童育成の観点に基づき、石浜こどもクラブと統合をいたします。

次のページに移りまして、項番5、統合予定時期については、来年4月1日といたします。

項番6、今後のスケジュールでございますが、区議会第3回定例会の委員会にて報告の上、保護者等への周知・説明を行いまして、次の区議会第4回定例会で、台東区こどもクラブ条例の一部改正を行いたいと存じます。

続きまして、令和2年度のこどもクラブの定員及び利用審査基準の見直しについてでございます。資料7をご覧ください。

項番1、こどもクラブの定員見直しでございます。こどもクラブの面積基準の経過措置、共有スペース面積を専用区画に算入することが、令和元年度末に終了することに伴い、千束こどもクラブの定員の減を行います。減となる千束こどもクラブに、東浅草小学校児童が在籍している状況を鑑み、東浅草こどもクラブの定員の拡大をいたします。

項番2、こどもクラブ利用審査基準の見直しでございます。こどもクラブの利用審査にあたっては、公平性・透明性の観点から、利用審査基準を指数化しております。保護者の就労状況等を指数化した基本指数と、家庭の状況等を指数化した、調整指数の合計で利用者を決定しております。児童の学年による調整は、調整指数で行っているところですが、現行の指数では、学年間の差が少ないため、保育の必要性が高い低学年が希望するクラブを利用できないケースが発生しております。低学年が利用しやすくなるよう、調整指数の一部をこの度見直しいたします。①変更内容でございますが、変更点は表のとおりとなっております。

裏面をご覧ください。②適用時期は、令和2年4月利用開始分の審査から適用をいたします。項番3、今後のスケジュールでございます。10月中旬に、見直し後の定員・基準をホームページに掲載し、周知を行います。11月1日から新基準での申請受付を開始いたします。説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは放課後対策担当のエについて、何かご質問はございませんか。これは選定結果でございます。

○末廣委員 株式会社セリオというのは大阪に本社があるようですが、東京にも営業所とか、支店があるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 東京のほうにも事務所がございまして、そちらでとりまとめを行っております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のオについて、何かご質問はございませんか。台東入谷こどもクラブの対応についてでございます。

○樋口委員 今のこの台東入谷こどもクラブの土地は、この会社がお持ちになっているということでしょうか。

○放課後対策担当課長 運営事業者の会社が、土地・建物を借りているという形でございます。

○高森委員 例えば、新年度を迎えるまでに整備できなかった場合、どのようなことをその先は考えていらっしゃいますか。

○放課後対策担当課長 事業者の方をお願いをして、区がきちんと場所を見つけるまでであれば、交渉の上、撤退する時期を少しずらすことはできるということです。なるべく早く場所を見つけて移るという形になっております。

○垣内委員 その間、安全性は十分なのでしょうか。

○放課後対策担当課長 老朽化しておりまして、少し床下浸水などがあり、それは修理しているのですけれども、やはりこのまま続けていくのは難しいということです。今すぐだめだということではないんですけれども、先々の遠くないところで、もう老朽化してやっつけていけないということですので、今すぐ安全ではないということではございません。

○垣内委員 耐久性とか、その他必要な基準は満たしているけれども、早期に撤退したいということですね。

○放課後対策担当課長 委員のおっしゃるとおりです。

○垣内委員 わかりました。

○高森委員 利用者の立場に立って質問したいのですが、利用者へは、どのような形でこのことについて伝えて周知していくか。それから、現在の希望を聞いて、例えばほかの子どもクラブを利用するような働きかけをするというのはあり得るのでしょうか。

○放課後対策担当課長 移転の可能性があるという話についても周知をいたしますし、また、移転の場所が決まった場合は、今いらっしゃる方についても、きちんと希望調査する予定でございます。来年度、これから利用される予定の方につきましても、きちんと周知をして行きたいと思っております。

○高森委員 この募集はいつくらいから始めるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 来年度の募集については、11月から申請が可能になりますので、移転の可能性があるという内容を利用案内に記述をいたします。また、あわせて、そういう形で出しますので、現在いらっしゃる方にも説明を行っていきたいと考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のカについて、何かご質問はございますでしょうか。玉姫子どもクラブ、資料6です。

○高森委員 資料の2ページ目の利用意向アンケート結果に、玉姫子どもクラブを利用したいと回答した保護者は1名であったとあります。この1名は、なぜこの玉姫子どもクラブを利用したいのかという、その辺のヒアリングはされているのでしょうか。また、もしこの玉姫子どもクラブが閉じた場合には、どのような対応をするかということについて、説明はされているのでしょうか。

○放課後対策担当課長 来年子どもクラブを利用しますか、利用するとすればどちらがよろしいですかということで、申請前のアンケートですので、簡単にとらせていただいたので、はっきりとどうしてというところまで理由は書かれてはおりません。住所から推察いたしますと、恐らくご自宅の近くだからかと思われれます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のキについて、何かご質問はございませんか。令和2年度の利用審査基準の見直しです。

○高森委員 1ページ目の変更の内容の部分ですけれども、前は3年生がゼロという、一つの基準を設けたわけですが、今回もゼロは3年生にしたほうがいいかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○放課後対策担当課長 幾つかシミュレーションをして、1年生がなるべく希望のところに入れるように検討した結果、一番効果が出たのがこちらとなっております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のエからキについては、協議どおり決定したいと思います、これにご異議はございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。はじめに、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、令和2年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について、ご報告をさせていただきます。資料11をご覧ください。

例年どおりの報告となりますが、区立幼稚園10園、区立認定こども園3園の短時間保育における来年度4月入園の園児募集でございます。

項番1、募集概要につきましては、11月1日より、各幼稚園、認定こども園におきまして、募集案内・入園申込書を配付し、募集を開始いたします。募集スケジュールにつきましては、資料の裏面にフロー図をお示ししておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

資料表面に戻りまして、項番2、募集見込み数でございます。資料の表は、幼稚園・こども園の定員から、兄弟関係や、4歳・5歳児につきましては、持ち上がりをお勘案いたしまして、募集見込み数を算出しております。令和2年度につきましては、幼稚園が424名、認定こども園が65名の計489名の募集見込みとなっております。報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 無償化となりますが、この人数の定員の増減に関して、それらはどのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○学務課長 これからの無償化の様子を見ていかないと何とも申し上げられないというところではございますが大きな動きがあるようでしたら、早急に我々としても検討を進めて行きたいと考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

(3) 児童保育課 エ

○矢下教育長 次に児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料の12、令和2年4月保育所等入所申込の受付について、ご報告をいたします。本年も4月入園の入所申込受付の時期が参りますので、例年同様の中身ではございますが、対応についてご報告をさせていただきます。

まず、1番目、申し込み資格です。保護者が就労等のため保育を必要とする家庭でございます。

2番、対象施設は、認可保育所認定こども園の長時間保育、小規模保育や家庭的保育事業などの地域型保育事業です。

3番、受付期間は10月21日月曜日から12月20日金曜日までです。11月と12月の第2日曜日に休日窓口を実施いたします。4番受付場所と時間につきましては、資料に記載のとおりでございます。5番、申込手続きは、記載のとおり申請書や保育の必要性を確認できる書類をお持ちいただきます。また、令和2年度の入園のご案内冊子は、10月の上旬から配付予定となっております。

資料の裏面をご覧ください。4月入所の受付につきましては、出生前の申し込みの受付を実施する予定でございます。6番、周知方法については、広報たいとうや区ホームページ、たいとうメールマガジンへの掲載など、資料のとおりです。

最後に7、今後のスケジュールです。こちらも、例年と同様ですが、受け付け締め切り後、来年、1月上旬から2月上旬にかけて、入所にかかる利用調整を行い、2月の中旬に、結果の通知を発送予定でございます。以降、資料のとおり進めてまいります、報告の説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただ今の報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のエについては、報告どおり了承願います。

(4) 放課後対策担当 オ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のオについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、令和2年4月、こどもクラブ利用申込の受付についてでございます。資料の13をご確認ください。

項番1、申し込み資格でございますが、保護者が就労や病気等で放課後に保育することができない家庭の小学生となります。

項番2、受付期間・場所等でございますが、受付期間は本年11月1日から12月13日までの祝日を除く月曜から金曜日でございます。11月10日及び12月8日の日曜日に、休日受付日を設けます。

項番3、申込み手続きは例年と同様、記載のとおりでございますが、利用申請書、保育できない事情を確認できる書類等を添えて申し込みをいただく予定でございます。

項番4、周知方法でございますが、広報たいとうのほか、区ホームページ、たいとうメールマガジン、ツイッター等で周知を行います。

また、区立小学校の就学時健康診断の通知時に、新1年生保護者保護者にも周知を行う予定でございます。

項番5、今後のスケジュールでございます。11月1日から申請受け付けを行い、来年1月中旬から2月上旬まで利用審査を行います。以降は記載のと通りのスケジュールで実施いたします。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のオについて、報告どおり了承願います。

(5) 教育改革担当 カキ

○矢下教育長 次に、教育改革担当のカ及びキについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、台東区学校教育ビジョン最終案について、ご報告を申し上げます。資料14をご覧くださいと存じます。

まず、項番1これまでの審議経過についてでございます。(1)学校教育ビジョン策定委員会及び専門部会の検討につきましては、平成30年11月より策定委員会及び専門部会を各5回開催し、本年8月20日に行われました、第5回策定委員会におきまして、最終案が了承されたところでございます。

(2)中間まとめ作成及びパブリックコメントの実施についてでございます。中間まとめにつきましては、5月の教育委員会で報告をいたしまして、5月28日から6月17日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。また、7月16日の教育委員会におきましてパブリックコメントの結果をご報告したところでございます。項番2、本ビジョン最終案につきましては、別紙の冊子のとおりでございます。項番3、個別事業への反映についてでございますが、学校教育ビジョンの体系に合わせて、行動計画であります、学びのキャンパス台東アクションプランを策定してまいります。新しいアクションプランは、令和2年から4年度の3カ年の計画で策定いたします。最後に項番4、今後のスケジュールについてでございます。区議会第3回定例会における区民文教委員会におきまして、本ビジョンの最終案についてご報告いたします。また、11月に教員向けの報告会を実施するとともに、保護者、地域に向けて、本ビジョンの概要を掲載したリーフレットを配付する予定でございます。

また、広報たいとうや台東まなびタイムズ大輪にも記事を掲載し、周知を図ってまいります。

台東区学校教育ビジョンについてのご報告は以上でございます。

続きまして、学びのキャンパス台東アクションプランについてご報告を申し上げます。資料は15でございます。

まず項番1、今年度の達成状況についてでございます。この状況につきましては、見込みとなっております。表の下から2段目、合計をご覧ください。226の事業につきまして、達成が203、半数以上達成が21事業、未達成が2事業でございました、達成と半数以上達成を合わせた達成率は、99.1%となっております。

なお、各事業の達成状況につきましては、別紙のとおりでございます。

恐れ入りますが、資料裏面をご覧ください。（3）達成した主な事業についてでございます。保護者向けの講演会や出前事業の実施など、保護者や子供に直接働きかける事業について、主なものを資料としてお示ししてございます。

また。（4）未達成の主な事業と今後の取組、課題についてでございます。未達成であった二つの事業について、お示しをしております。いずれも参加数や募集者数の増加が課題となっております。実施内容等の周知の継続により充実を図っていく見込みでございます。

続きまして、項番2、学びのキャンパスたいとうアクションプランの策定状況についてでございます。この度、学校教育ビジョンの策定に伴い、改定内容を受けてアクションプランの策定検討委員会を設置し、検討しているところでございます。（2）計画の体系につきましては、資料にございますとおり、新たな学校教育ビジョンが掲げる四つの施策目標により構成してまいります。（3）現行のアクションプランにない新たな施策内容としたしましては、個人的・性的指向や性自認に対する新しい理解と適切な配慮、後は働き方改革の推進でございます。

項番3今後のスケジュールについてでございます。11月の教育委員会及び第4回定例会においてご報告をいたし、アクションプランの中間まとめについてご報告いたします。12月にパブリックコメントを実施し、教育委員会を経て、令和2年の第1回定例会において、最終案の報告を行う予定でございます。

学びのキャンパス台東アクションプランについての説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは教育改革担当の力について、何かご質問はございませんか。学校教育ビジョンの最終案についてです。

○矢下教育長 会議の途中ではございますが、所要により退席をさせていただきますので、進行につきましては、高森委員、お願いします。

（矢下教育長退席）

○高森教育長職務代理 改めまして、ただいまの報告につきまして、まずは教育改革担当の力について、何かご質問はございませんか。

私のほうからよろしいでしょうか。先ほど、教育委員会の教育目標については、これから改定されるということで、この6ページ目には、その広い囲みの中に今年度中に改訂する方向で検討していますという文言が入っていますけれども、この3ページのフローチャートでいうと、この教育目標の改定はどこに入る形になるのでしょうか。

○**庶務課長** 区の状況のところ、平成19年の3月に教育委員会目標が設置されておりますが、今日ご承認いただいたということで、ここから変わります、平成元年9月に教育委員会教育目標が設定されたということで、表のつくりが変わるということでございます。

○**高森教育長職務代理** わかりました。

○**教育改革担当課長** 今ご指摘があったとおり、6ページでございますが、先ほど了承を得ましたので、こちらについては、すぐ差しかえをして、区議会のほうにはご報告を申し上げるといところでございますが。

○**高森教育長職務代理** 承知しました。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○**高森教育長職務代理** それでは、次に、教育改革担当のキについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。先ほどご審議いただいた点検及び評価の部分で、こども110番のことについて書かれた部分がございますけれども、「こども」の表記は「こ」が正しいのか、「子」が正しいのかという点と、目標値について、さきほどのものと違う気がするのですがいかがでしょうか。

○**教育改革担当課長** お答えいたします。まず、庶務課からご報告のありました点検評価につきましては、こちらの28年から30年度版のものでございまして、1,800というのは、28年当初に立てた目標値ということでございます。そして、私たちが今回ご報告したのは、延長に基づくこの1年横引きのほうでございまして、本来であれば30年度末で終了して新たなものをつくらなければならないのですが、学校教育ビジョン策定の途中であったということで、横引きをさせていただいております。ただ、そのときに、多少目標値については、各所管の方で検討いただいているといところでございまして、数字が若干違うという、そういう状況になっています。

○**高森教育長職務代理** わかりました。ただ心配なのはその数が相当減っているのではないかとことです。できればここは増やしてほしいなという思いがあります。ですから、目標数を、少し多めに設定しておいた方がよろしいのかなという部分では、ご検討いただく必要があるかなと思いました。あと、「こども」の表記はどうか。

○**学務課長** こちらは、学務課のほうが所管ですので、私のほうからお答えさせていただきます。事業名につきましては、すみません。子供の「こ」は平仮名の事業になります。目標数につきましては、当然高い目標を持ってやっていきたいといところはありますが、やはり、どうしてもご協力いただいている方々の高齢化ですとか、商店街が

減少してしまっている。あとは、マンションがかなり増えてきていまして、オートロックのために、中にすぐに入れないというところで、かなり社会的な状況として、この件数が減少してしまうというところもございます。現実的なところで、なるべく高くの目標を立てながら、なおかつ、なるべく多くの方にご賛同いただけるように町会回覧ですとか、広報たいとう等で周知もしながら進めていきたいとは考えております。

○高森教育長職務代理 これは提案ですけれども、台東区は寺院が多いので仏教会に働きかけて協力を求めたらいいかもしれません。浅草・下谷仏教会は合わせて300くらいありますので。寺院は24時間ほぼ誰かしらおりますし、昼間の時間は必ず門はあいていますから。

○学務課長 今後、今いただいた意見も含めまして、より多くの方にご協力いただけるようなことを検討してまいりたいと考えております。

○高森教育長職務代理 他はいかがでしょうか。

○樋口委員 アクションプランの1番の人権尊重推進校目標は、何をしたら目標達成になりますか。

○教育改革担当課長 人権教育推進校の学校数が目標値になっております。指定された学校数を、指定できたかどうかでございます。

○樋口委員 推進校として、教育委員会が小学校5校、中学校2校を推進校ですよと指定したら、もう目標達成になってしまうということですか。本来、全学校が人権推進校にならないとおかしくなりませんか。人権はとにかく憲法の基本なので、全学校が推進校になるべきであって、それをある学校で推進校2校とか5校とか決めて、後はいいんですという話にはならないだろうと思います。何かこう違和感を感じます。

○教育改革担当課長 人権教育につきましては、教育課題として、各学校は必ず学校の目標の上位のほうにかかげ、全教育活動の中で人権教育については推進しているところがございます。加えての推進校というところの指定でございまして、さらにこの推進校を中心にしながら、人権教育に関わるさまざまなことを各学校のほうにも波及していただくという、そういう意味の推進校でございます。決して各学校が人権教育をしていないということではございません。

○垣内委員 つまり、どういうふうにやったら人権教育が推進されるかということの方法論を研究したり、研修したり、その成果を広めたりするのを持ち回りでやりましょうという、予算もインセンティブもつけた、そういう事業だという理解していますが。

○教育改革担当課長 本来指導課長が答えるべきことですが、基本、推進校は希望制でございますので、希望があった学校から選ばれて指定校を受けるという形でございます。

○末廣委員 その推進校というのは、単年度で、毎年変わっていくんですか。

○教育改革担当課長 希望制でございますので、同じ学校が、毎年希望を上げる学校もございまして、希望を上げない学校もございまして、あえて指定を受けなくても人権教育は自分の学校でやっているというところもありますでしょうし、校長の考えの中で希望があが

ってくる、上がってこないというところがございます。

○末廣委員　すると、場合によっては、その推進校が、何年も続くというのはあり得るわけですか。その学校が希望すれば。

○教育改革担当課長　ございます。

○高森教育長職務代理　よろしいでしょうか。

(なし)

○高森教育長職務代理　順序が前後しましたけれども、矢下教育長が退室された後について、教育長は所用のために退室されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、ここからは私、高森が教育長の職務代理者として議事を進めさせていただきます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

それでは、会議を続けます。

ただいまの、教育改革担当のカ及びキについて、ご審議いただきましたが、ご報告どおり了承願います。

(6) 中央図書館　ク

○高森教育長職務代理　次に、中央図書館のクについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長　それでは、資料16でございます。台東区子供読書活動推進計画について、ご報告申し上げます。この第4期計画の策定につきましては、本年5月に、本委員会でご報告したところでございますが、この度、今年度までの第3期計画の達成状況について、改めてご報告するものでございます。

項番1、(1) 評価の基準につきましては、記載のとおり、「達成」「半数以上達成」「未達成」の3分類となっております。

続きまして、項番1、(2) 計画事業の策定状況でございます。表の下から2番目の合計欄に記載しておりますが、全体45事業のうち、達成が41事業、半数以上達成が4事業、未達成の事業はございません。なお、詳細につきましては、恐れ入りますが、別紙をお示ししておりますので、別紙の方をご覧ください。

計画期間5年間における体系別の事業を年度別に載せたものでございます。表の右から2番目の列には、先ほど申し上げた達成状況の評価を記載しておりまして、○が達成、△が半数以上達成としてございます。内容につきましては、後ほどご覧いただければと思いますが、△をつけた事業が4カ所ということでございます。

項番2、策定状況についてでございます。(1)に記載のとおり、これまで、庁内においては、検討委員会・作業部会を開催し、検討しておりますほか、7月に開催しました意見交換会での意見聴取、また、区立幼稚園、保育園の保護者や、こども室、こどもコーナー

の利用者などに対するアンケートを実施しております。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。もとの資料の裏面のほうをご覧ください。 (2) 第4期計画の体系案でございます。計画における体系案につきましては、第4期につきましては、第3期に引き続き、基本としております国の計画の体系に基づくものいたします。

項番3、今後のスケジュールでございます。本年11月の本委員会及び区議会第4回定例会で中間のまとめをご報告した後、パブリックコメントを経まして、来年当初に本委員会及び区議会へ最終案をご報告する予定でございます。

報告は以上でございます。

○高森教育長職務代理 委員の皆様方からのご質問を受ける前に、ただ今垣内委員が所用のために退席をされましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定により、引き続き私が議事を進めますが、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議は有効に成立しております。

それでは、会議を続けます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

まず私からよろしいでしょうか。この進捗状況の一覧の中に、ノーテレビデーと、携帯電話・スマートフォンルールの啓発が記載されていますけれども、ノーテレビデーは、もう始まってから随分と立っていますので、それぞれどのくらいの実績が出てきているのかということと、スマートフォンルールは、新規と書いてありますけれども、これも期間がたっていますので、その後の進捗状況などがわかれば教えてください。

○中央図書館長 まず、ノーテレビデーにつきましては、記載のとおりでございますが、図書館においては、毎月23日が読書の日になんでノーテレビデーを設けております。そのときにお話をやっております。その場で保護者の方々に呼びかけをさせていただいているということで、学校だよりや園だより等で周知しているということでございます。

○高森教育長職務代理 中央図書館のほうでやっている事業としてというよりも、学校全体として取り組んでいるということですね。

○中央図書館長 そうですね。この関係所管全体で取り組んでいこうという趣旨でございます。携帯電話とスマートフォンの啓発も似た事業ではありますので、この辺の事業については、今後どう整備するか、また今後考えていきたいと思っております。

○高森教育長職務代理 わかりました。

○樋口委員 7ページの学校における読書活動の推進の29の中で、各教科における調べ学習の実施と総合的な学習の時間における本の活用推進で、指導課が調べ学習についての話をされていますけど、今の世の中、全部もうスマホでやっちゃうので、やっぱりこの辺は余り窮屈に調べ学習を推進しましょうというところは、これは学校教育の中での話なので、必ずしも書物を使わなくても、今情報は氾濫していますので。ここに関しては、しっかり

情報をどう捉えて自分の学習に活用していくかという話であって、本を読みましようという話にはならないと思いますので、これもあまり窮屈に目標設定をされないように。

○中央図書館長 図書館といたしましても学校のほうでもし調べ学習で必要があればご提供させていただくというスタンスでございまして、また、今郷土資料などもデータ化しておりますので、そういったことも、もしあれだったらデータとしてお使いくださいといったことも、校園長会でご案内したところでございます。

○樋口委員 大学でもそうですけれども、今、本の役割というのが、いわゆる情報をとるところから、思考力を、読んでそれを理解して、自分に対してどうかというところが本の役割になりつつあります。だから、そこをうまく図書館も考えて行かないと、知るだけの情報を図書館に入れていくと、もうそれはスマホであるからいいですよという話であって、それで使わないということになりかねません。

だから、調べというところでいうと、図書館が何を資料として持ち、機能を見直すことが必要であろうかと思えます。

○中央図書館長 先ほどの調べ学習のところもそうなんですけど、学校ともお話をしながら進めていますので、今のお話についても、ご意見を踏まえながら進めてまいりたいと思います。

○高森教育長職務代理 よろしいでしょうか。

(なし)

○高森教育長職務代理 それでは、中央図書館のクについては、報告どおり了承願います。

4 その他

○高森教育長職務代理 その他、何かございますか、

○樋口委員 残念ながら、昨日のニュースでも、3人のお子さんが新学期が始まって、みずから命を絶ったということが報道されましたけれども、台東区でもやはり慎重になる必要があると思いますので、再度学校現場のみなさんに、先生方が各教室の子供の生活ないしは心理状況を把握して、ぜひとも起きないように徹底していただきたいというふうに思っています。

○高森教育長職務代理 私も樋口委員のご発言に関連しまして、台東区では、受け皿になる相談先というのは、どのようになっているのでしょうか。

○教育支援館長 支援館のほうに教育相談というところがございます。あと、不登校とか、学校に通えないお子様に、あしたば学級というところや、家から出られないお子様に対しては、ふれあいパートナーという子供たちに近い大学生の方たちを派遣して、子供たちを支えているところでございます。

○高森教育長職務代理 この新学期が始まって、何かそういったところで問い合わせだとか相談とかというのは寄せられていますか。

○教育支援館長 通常の報告の中では特段ございません。

○樋口委員 相談できる子はまだいいんです。できない子がみずから命を絶つわけだから、そこはやっぱり、学校の教員がまず行動の変化とか、顔色を見ないと、その子が出てきて、私は大変ですと言うなら、それはかなりまだ社会の結びつきを持った学生で、そうでない子ですよね。こっちが積極的に手を差し伸べなければいけないと思います。

○教育改革担当課長 行政のみならず、学校現場の例ですが、中学校では、夏季休業の最後の週に、登校日というものを設定しまして、生徒の様子を観察して情報収集をして対応しているということでございます。

○高森教育長職務代理 あとは、そういった相談窓口は台東区だけではなくて、東京都教育委員会だとかいろいろなところであると思います。最近はSNSを使ってその相談を行う取組があるということですので、そういった受け皿がありますよということを知らせていくということも大事なかなと思います。引き続きよろしく願いいたします。

その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○高森教育長職務代理 特に他になければ、これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時43分 閉会